

2025年9月26日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社は、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2025年1月から2025年6月までの間に支払審査委員会を3回開催し、計3件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	● 被保険者が自動車運転中に左側に寄ってしまい、道路左側の縁石と橋の欄干に衝突し肋骨骨折等の交通外傷を負いました。 ● 被保険者は既往症「進行性核上性麻痺」で通院中であり、進行性核上性麻痺で生じうる症状や主治医の見解等により、本件事故は疾病によって生じた損害であるとして、人身傷害保険のお支払対象に<u>該当しないと判断</u>しました。
人身傷害保険	● 被保険者が二輪での単独事故により肋骨骨折等の交通外傷を負いました。 ● 事故状況や血液検査の結果等を勘案すると急性下壁心筋梗塞を事故前に発症しており、本件事故は疾病によって生じた損害であるとして、人身傷害保険のお支払対象に<u>該当しないと判断</u>しました。